

会員にとって役に立つ「千葉県からの情報」を提供いただき掲載しています。詳しくは県庁HPをご参照ください。

千葉県労働委員会だより

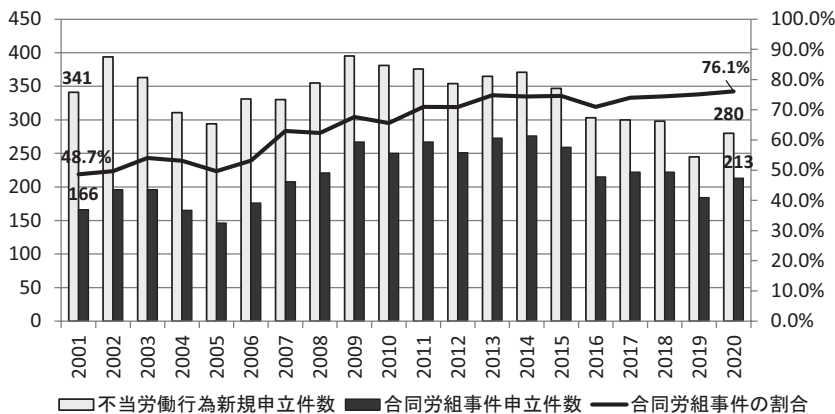
—公正・中立な立場で、労使トラブルの早期解決をお手伝いします—

労使紛争の現状

1. 集団的労使紛争（労働組合と使用者の紛争）の状況（全国）

近年、労働者個人と使用者とのトラブルを「組合に加入して解決しよう」とする事例が増えており、企業の枠を超えた「合同労組」からの申入れによる労使紛争が増加しています。不当労働行為の新規申立てにおいて、2020年には280件のうち合同労組からの申立てが213件と、2011年以降10年連続で合同労組が全体の70%を超えています。

不当労働行為新規申立件数



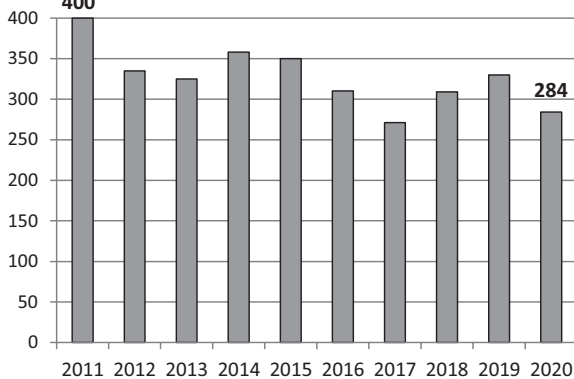
* 合同労組とは：主に中小企業の労働者で組織し、一定の地域で企業の枠を超えて、個人加入ができる組合

（出典：中央労働委員会資料）

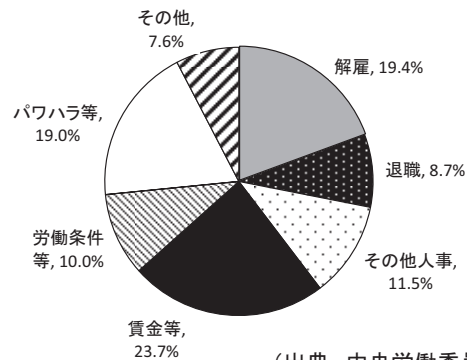
2. 個別労働紛争（労働者個人と使用者の紛争）の状況（全国）

また、個別労働紛争も300件前後で推移しており、今後は新型コロナウイルス感染症による経済状況の悪化に伴い、影響が懸念されます。2020年の個別労働紛争の新規あつせん件数は284件で、紛争内容としては、賃金等、解雇、パワハラ等が多くなっています。

個別労働紛争の新規あつせん件数



あつせん件数の内訳(2020年)



（出典：中央労働委員会資料）

【お問合せ】千葉県労働委員会事務局

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1（県庁南庁舎 7 階） 電話:043-223-3735